

**タイ国日本語日本文化教師協会定款（日本語訳）**  
（仏暦2551年設立）

**総則**

**第1条**

当法人は、"สมาคมครูภาษาและวัฒนธรรมญี่ปุ่นแห่งประเทศไทย"を称とする。その略称としては、"สภาวญ" を用い、日本語名称を「タイ国日本語日本文化教師協会」とする。英語名称は、"Japanese Language and Culture Teachers Association of Thailand"とする。

**第2条**

当法人は、その主な事務所をタイ国バンコク市プラナコン区プラチャン通り2番地、タマサート大学教養学部、郵便番号 10200 に置く。

**第一章 目的**

**第3条**

当法人は、以下に掲げることをその目的とする。

1. セミナー、講習会、その他日本語および日本文化の教育に関する各種の活動(企画)を主催することにより、関係者の交流と学術研究、教材、教授法に関する意見ならびに経験の交換を幅広く支援する中心的役割を果たすこと。
2. 関係する様々な機関相互の理解と協力を促進するための結節点としての役割を果たすこと。
3. タイ国内における関係する公的機関および民間組織と、海外のそれらとの間を取り持ち、相互の意思疎通を推進する上で、中心的役割を果たすこと。
4. 上記目的の達成に尽力しつつもいかなる意味でも政治活動に決して関わらないこと。

**第二章 会員**

**第4条**

当法人の会員は、以下に掲げる4種に区分する。

1. 一般会員とは、その機関を問わず、日本語、日本文化または日本研究に関する教育活動に現に従事し、あるいは従事した経験のある、タイ国籍を有する者をいう。
2. 特別会員とは、その難易度を問わず、日本語、日本文化または日本研究に関する教育活動に現に従事し、あるいは当法人の主催する活動(企画)に関心を持ち、もしくは当法人より招請を受けた、外国籍を有する者をいう。
3. 名誉会員とは、その荣誉あるいは功績を讃え、もしくは当法人に対する格別の賛助に報いるために、理事会の全会一致の決議に基づいて入会を招請した個人をいう。
4. 機関会員とは、教育機関その他の組織、あるいは社団法人をいう。

### 第三章 会員資格

#### 第5条

当法人への入会を希望する者は、理事会の承認を得なければならない。

#### 第6条

当法人の会員としての資格は、会員名簿へ記載があった日より開始する。

#### 第7条

当法人の会員資格は、以下の事由により終了する。

1. 死亡したとき。
2. 退会したとき。
3. 故意をもって当法人の規則または本定款の規定に反する行為を行ったために、理事会より除名決議を受けたとき。

### 第四章 会員の権利

#### 第8条

当法人の会員は、次に掲げる権利を有する。

1. その区分を問わずすべての会員は、会員総会へ参加する権利、セミナーその他の当法人の主催する活動(企画)に参加する権利、および当法人から通知ならびに会誌の配信を受ける権利を有する。なお、機関会員の場合には、その代表者に当該の権利が認められる。
2. その区分を問わずすべての会員は、当法人の目的に適った事業を推進するために、会員総会の場において、あるいは書面をもって意見を表明し、または質問をする権利を有する。帳簿の閲覧を請求する権利もまた、同様とする。
3. 一般会員に限り、当法人の理事会選挙にあたって票を投じ、また理事会の提出する法人運営の基本方針ならびにその他の提案を承認する権利を有する。その際、会員各人が一票を投ずることを原則とする。
4. 一般会員に限り、当法人の理事長あるいはその他の理事に選挙され、または選任される権利を有する。ただし選挙され、選任されるためには、理事会の審議に常に出席できる者であることを条件とする。
5. 一般会員は、その30名以上の賛同をもって、緊急の重要問題の審議のために、臨時会員総会を召集するよう理事会に請求することができる。

### 第五章 会員の義務

#### 第9条

当法人の会員は、次に掲げる義務を負う。

1. 一般会員および特別会員は、当法人を維持するために、各人が300バーツの年会費、または2,000バーツの終身会費を納めなければならない。機関会員は、学校の場合には年間700バーツ、大学の場合には年間3,000バーツの会費を納めなければならない。なお、名誉会員は、会費納入の義務を一切負わない。
2. 会員各人は、本定款の規定に従って行動し、また、目的に適った法人の運営がなされるよう協力する義務を負う。

## 第六章 理事会

### 第10条

当法人に理事会を置く。この理事会は、次に掲げる役員により構成され、その人数は10名以上、15名以下とする。

- 会長。
- 副会長、ただし2名以下とする。
- 事務局長。
- 会計担当理事。
- 渉外担当理事。
- 情報管理担当理事。
- 広報担当理事。
- 催事企画担当理事。
- その他、必要に応じて置かれる理事。

### 第11条

当法人の理事会は、その任期を各期2年とする。

## 第七章 理事会の選挙

### 第12条

当法人の理事会の選挙では、まず、会員総会で規定された人数の理事が選出され、その後、選出された理事が会長1名と2名以下の副会長とを互選する。本定款に規定されたその他の役員については、会長が会員総会で選出された理事の中から適任者を選任する。

## 第八章 理事会の権限と職務

### 第13条

当法人の理事会は、次に掲げる権限と職務を有する。

1. 法人運営の基本方針を定め、そのための業務規程を立案して、本定款に定める目的に適うよう当法人の運営を行うこと。

2. 会員の中から、各種の小委員会を選任すること。
3. 外部の組織や機関との間で、適当な期間に渡って協議をし、共同作業を進めるために、その代表者を招請すること。
4. 何らかの事案に関して提言あるいは参考意見を聴取するために、会員または第三者を招請すること。

#### **第14条**

当法人の会長は、本定款、業務規程、および理事会の決議に従って当法人を運営するために、必要な指示を発する権限を有する。

#### **第15条**

当法人の会長がその職務を遂行することのできない状態に陥った場合、あるいは辞任をした場合には、いずれか一人の副会長が、その場合に応じて暫定的に、あるいは任期の満了するまでの間、会長の職務を代行する。

#### **第16条**

当法人の理事が任期満了前に辞任したため、理事会に欠員を生じた場合、それが5人以内のときは、残余の理事の審議により、任期満了までの期間のために新理事を選任する。それが5人を越えるときは、理事会全員を新たに選挙する。ただし、任期満了までの期間が3か月以内の場合は、その限りではない。

### **第九章 理事の解任**

#### **第17条**

当法人の理事は、次に掲げる事由により解任される。

1. 任期が満了したとき。
2. 辞任したとき。
3. 第7条の規定に基づいて会員資格を喪失とき。
4. 事前に連絡することなく、連続して3回にわたり理事会の定例会議を欠席したとき。ただしこの場合に関しては、理事会が裁量権を有する。

### **第十章 会員総会**

#### **第18条**

定例会員総会は、次に掲げる目的のために、会長の決定に従って、これを少なくとも毎年度1回召集しなければならない。

1. 理事会より、当該年度の業務報告を行うこと
2. 会計監査役を選任し、次年度のための予算案を承認すること。
3. 理事会の任期の満了を控える場合には、新理事会を選出すること。

なお、これらすべての場合において、事務局長は、総会開催日の少なくとも15日前までに、その日時、場所、および議事日程を会員に通知しなければならない。

#### **第19条**

会員総会は、会員30名以上の出席をもって成立するものとする。出席者がこの定足数に満たなかった場合には、再度会員総会を召集しなければならない。なお、再度の総会召集の決議に関しては、現に出席した会員数をもって定足数に足るものと見なす。

#### **第20条**

会員総会の決議は、現に出席した会員の過半数の賛成票をもって成立したものと見なす。賛成票と反対票とが同数の場合には、会長あるいは当該総会の議長役が追加の一票を投じて、これを決する。

#### **第21条**

緊急の重要問題の審議を必要とするときは、7名以上の理事あるいは30名以上の一般会員は、会長あるいは事務局長宛ての書面をもって、臨時会員総会の召集を請求することができる。この場合においては、事務局長は、臨時総会開催日の少なくとも15日前までに、その日時、場所、および議事日程を会員に通知しなければならない。

### **第十一章 理事会の会議**

#### **第22条**

当法人の理事会は、会長の決定に従って、少なくとも毎年度3回その会議を開催しなければならない。

#### **第23条**

理事会の会議は、在席理事の半数以上の出席をもって成立するものとする。

#### **第24条**

理事会の決議は、現に出席した理事の過半数の賛成票をもって成立したものと見なす。賛成票と反対票とが同数の場合には、会長あるいは当該総会の議長役が追加の一票を投じて、これを決する。

### **第十二章 会計**

#### **第25条**

次に掲げるものを当法人の収入とする。

1. 会員の納入する会費。
2. 当法人の当法人に寄贈される金銭その他の財産。
3. 当法人の所有する金銭その他の財産から得られる利息。

#### **第26条**

当法人の所有する金銭は、理事会が適当と判断する銀行その他の金融機関に、これを預金しな

なければならない。

#### **第27条**

当法人の支出は、会長あるいは副会長と、会計担当理事との連署によって、これを裁可しなければならない。

#### **第28条**

当法人の会長は、当法人の何らかの活動(企画)のために、毎回10,000バーツを限度として、その金銭の支出を指示することができる。会計担当理事もまた、限度額を3,000バーツとして、同様の権限を有する。その都度の支出がこれらの上限額を越える場合には、理事会の承認を得なければならない。

#### **第29条**

当法人の会計担当理事は、常時10,000バーツを限度として、当法人の所有する金銭から現金を手元に保管することができる。

### **第十三章 定款の改正および解釈**

#### **第30条**

本定款は、通常会員総会あるいは臨時会員総会において、出席する会員の3分の2以上の賛成票をもって、これを改正することができる。

#### **第31条**

本定款の解釈に関して問題が生じたときは、会長がこれを裁決する。

---

### **暫定規定**

#### **第1条**

会員総会で選出された理事の中から選出された会長が欠員の場合には、現に在任する理事会がその過半数の賛成によって、当法人の会員の中から会長あるいは名誉会長1名を選出する。

#### **第2条**

前条の場合において、当法人の名誉会長は、理事会の決議に従って法人を運営することができる。